

国立大学法人岩手大学利益相反管理委員会規則

平成16年6月24日 制定
令和5年9月28日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学利益相反マネジメントポリシー並びに国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 利益相反マネジメントに係る基本の方針に関すること。
- 二 利益相反マネジメントポリシーに関すること。
- 三 評価基準及び評価方法に関すること。
- 四 職員等の利益相反に関する審査に関すること。
- 五 利益相反管理ワーキンググループの委員の指名に関すること。
- 六 その他利益相反に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 労務を担当する理事又は副学長
- 二 各学部の副学部長 各1名
- 三 第4条第4項に定める者から学長が指名する者 1名
- 四 外部有識者 若干名
- 五 法人運営部長
- 六 研究・地域連携部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、利益相反アドバイザー及び利益相反カウンセラーを指名する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、利益相反管理ワーキンググループを置く。

- 2 前項のワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年12月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年7月22日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。